

平成30年8月30日からの大雨により被災されたお客さま等に対する 電気料金等の特別措置について

このたびの大雨により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

東北電力株式会社殿は、平成30年9月5日に、「託送供給等約款以外の供給条件」の特例認可を経済産業大臣に申請し、平成30年9月6日に認可を受けられました。これを受けまして当社は、このたびの大雨により、災害救助法が適用された地域および隣接する地域において、住居等に被害を受けられたお客さま等からお申出があった場合には、同様の特別措置を講ずることとし、本日、お知らせいたします。

特別措置の内容は、次のとおりです。

I. 特別措置の内容

(1) 電気料金の支払期日※1の1ヶ月間延長

被災されたお客さまの平成30年8月、9月および10月分の電気料金の支払期日を各々1ヶ月間延長いたします。

(2) 不使用月の電気料金の免除

被災されたお客さまが、被災時から全く電気を使用されない場合には、被災日が属する月分の翌月分の電気料金から6ヶ月間に限り、電気料金（不使用料金※2）は申し受けません。

(3) 工事費負担金等※3の免除

被災されたお客さまが、被災前と同じ契約内容で平成31年2月末日までに電気の使用を申し込まれた場合は、工事費負担金は申し受けません。

(4) 臨時工事費※4の免除

被災されたお客さまが、平成31年2月末日までに臨時電灯または臨時電力の使用を申し込まれた場合は、臨時工事費は申し受けません。

(5) 被災により使用できなくなった設備の基本料金の免除

被災されたお客さまの電気設備が使用不能となった場合、平成31年2月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金は申し受けません。

(6) 諸工料※4の免除

被災されたお客さまが、平成31年2月末日までに引込線、計量器等の取付位置の変更を申し込まれた場合は、それに伴う諸工料※5は申し受けません。

※1) 支払期日は、検針日の翌日から30日目をいいます。

※2) 不使用料金は、基本料金の半額

※3、4、5)

工事費負担金、臨時工事費および諸工料とは、お客さまからのお申し込みにより、当社の電気設備を新たに設置したり、移動したりする場合等において、お客さまよりご負担いただくものをいいます。

詳細は以下のホームページをご参照ください。

(東北電力) http://www.tohoku-epco.co.jp/news/normal/1197830_1049.html

II. 適用対象

災害救助法が適用された地域（山形県新庄市、最上郡最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村）およびその周辺地域*のお客さま

※ 周辺地域は以下の 12 市町

山形県：酒田市、寒河江市、村山市、尾花沢市、西村山郡西川町、北村山郡大石田町、最上郡金山町、東田川郡庄内町

秋田県：湯沢市、由利本荘市

宮城県：大崎市、加美郡加美町

III. 特別措置の申込み方法

この特別措置の適用を希望されるお客さまは、当社窓口までご連絡ください。

法人のお客さま：営業部

03 -3282-2350

(平日 9:30～17:45 ※土曜、日祝日は受付していません)

個人のお客さま：カスタマーセンター

0570 -000 -821 (03 -6703-8909)

(平日 9:00～20:00 土曜 9:00～17:00 ※日祝日は受付していません)

以 上